

松本都市計画 竹淵北地区 地区計画

平成 5年11月19日決定 松本市告示第314号

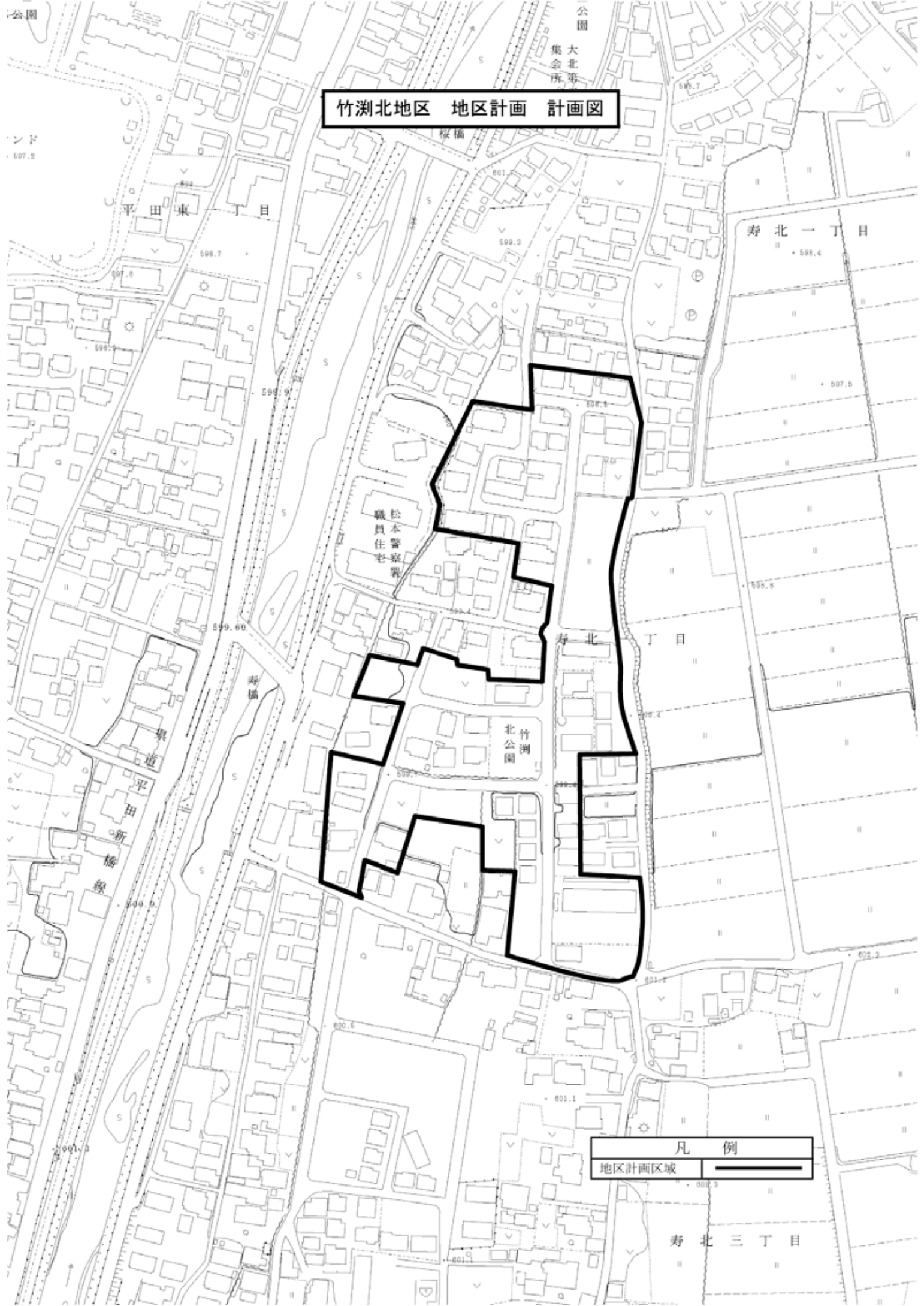
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	名 称	竹淵北地区 地区計画
	位 置	松本市大字寿白瀬淵字西浦続、字下田川、字若宮、字市道及び字小松原の各一部
	面 積	約 3.0ha
	地区計画の目標	<p>本地区は、松本市の中心部より南に約 3.3km、JR篠ノ井線南松本駅の南方約 800mの地点にあり、組合施行の土地区画整理事業により、道路、水路、公園、上下水道等の公共・公益施設を中心とした整備が行われている。また、平成4年9月より組合独自に「松本市竹淵北地区街づくり協定」を制定し、良好な居住環境を図っている。</p> <p>そこで、造成後に予想される建築行為について、地区計画を定めることにより、建築物の用途の混在、あるいは敷地の細分化などによる居住環境の悪化を防止し、事業効果の維持増進を図り、緑豊かな市街地の形成をめざす。</p>
	土地利用の方針	本地区全体を良好な一戸建て住宅及び共同住宅を中心とする中低層住宅地として整備、誘導を図る。
	地区施設の整備方針	土地区画整理事業により、地区内に区画道路（W = 5 ~ 6m）を配置し、生活道路が整備されると共に、街区公園（1ヶ所）を適切に配置する。
	建築物等の整備方針	<p>本地区全体を中低層住宅地として位置づけて、良好な一戸建て住宅及び共同住宅を中心とし、敷地の最低限度の規制、敷地内の空地の確保、垣・さくの整備、敷地内の緑化、区画道路に沿った街並みの整備等の施策によりゆとりを持った良好な住環境の形成への規制誘導を図ると共に、その維持、保全を図る。</p> <p>意匠については、「松本市建築物・広告物等デザインマニュアル」の内容を守った建築物、工作物を誘導する。</p> <p>敷地内の空地等は、環境に応じた植栽又は張芝等を行うなど緑化に努めるものとする。</p>

地 区 に 整 備 す る 計 画 事 項	建 築	建築物の用途 の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 ホテル、旅館 2 ボーリング場、スケート場、水泳場 3 ゴルフ練習場、バッティングセンター 4 カラオケボックス 5 畜舎 6 危険物（石油類を除く。）の貯蔵及び処理施設
		敷地面積の 最低限度	165 m ²
	物 に 関 す る	壁面の位置の制限	建築物（床面積の合計が10 m ² 以内の建築物及び床面積の合計が30 m ² 以内の壁面を有しない建築物を除く。）の外壁（出窓及び戸袋を除く。）又はこれに代わる柱の面からの位置の制限を次のとおりとする。 1 専用住宅及び共同住宅については、道路境界線までの距離は、1.5 m以上、その他隣地境界線までの距離は、1.0 m以上とする 2 1以外の建築物については、道路境界線及びその他隣地境界線までの距離は、2.0 m以上とする
		建築物の高さの 最高限度	土地区画整理事業造成時の宅地地盤面又は敷地の前面道路の最も高い位置に0.3 mを加えた高さのいずれか高い方を基準として1.2 m
	計 画 事 項	建築物等の 意匠の制限	独立して設置する屋外広告物は、次の各号に適合させなければならない。 1 自家用 2 一辺（脚長を除く。）の長さが1.2 m以下 3 一面の表示面積が1.0 m ² 以下 4 高さ（脚長を含む。）が3.0 m以下
		垣又はさくの 構造の制限	道路境界側の構造は、次のいずれかに掲げるものとする。 1 生垣 2 土留め擁壁及び石積み等（以下「擁壁等」という。）を設置する場合は、前面道路面から高さ1.0 m以下、かつ宅地地盤面以下とする。ただし、0.7 m以上の植栽可能な空地を設け設置する場合は、この限りでない。 3 宅地地盤面又は2で設置したものの上に高さ1.5 m以下のフェンス、金属さく等透視可能なさくを併用したもの その他隣地境界側の構造は、地盤面の高い方を基準とし、高さ1.5 m以下とする。ただし、生垣はこの限りでない。

「区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

知事承認事項

竹淵北地区 地区計画 計画図



凡 例
地区計画区域

寿北三丁目